

第10条（ランキング）

ランキングは、別に定める「ランキングに関する細則」により本会で審議し、理事会及び代議員会において報告する。

第11条（経費の支弁）

1. 本会の経費は、連盟より支給される年間予算で支弁する。
2. 次の収入は、連盟会計に繰り入れる。

（1）交付金及び補助金

第12条（会計年度）

会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第13条（事務局）

本会の事務を処理するため委員長の定める所に事務局を置くことができる。

第14条（事務局員の任免）

事務局には、事務局員を置き事務を執行する。その任免は委員長が行う。

第15条（強化コーチ）

本会の業務遂行にあたり強化コーチを若干おくことができる。強化コーチは、本会で選任し委員長が委嘱する。

第16条（会議の出席）

強化コーチは、会議に出席し意見を述べるができる。

第17条（規程の改廃）

この規程の改廃等については、連盟理事会の議決による。

強化委員会規程

第1条 (目的)

この規程は、千葉県ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）会則第3条の目的達成のため、加盟団体に所属する会員の技術の向上及び連盟より派遣する中央大会等の参加代表選手の選手選定と強化に関し、必要な事項を定め連盟の発展に寄与することを目的とする。

第2条 (事業)

強化委員会（以下「本会」という。）は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 技術向上と高度な技術研究のための練習会
- (2) 合宿練習等による選手の強化
- (3) 選手の各種中央大会への派遣
- (4) ランキングの決定及び公表
- (5) その他、本会の目的達成上必要な事業

第3条 (選手の選定)

前条の対象となる選手の選定は、別に定める「中央大会派遣選手選考に関する細則」及び「ランキングに関する細則」により強化委員会で決定する。

第4条 (役員)

本会に次の役員を置く。

| | |
|------|------|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 2名以内 |
| 委員 | 若干名 |

第5条 (役員を選出)

役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、代議員会の承認を得て、会長推薦理事を充てる。
- (2) 副委員長は、理事長の承認を得て、委員の中から委員長が選出する。
- (3) 委員は、支部等から選出された者及び委員長が推薦する者で理事長の承認を得た者による。但し、中・高体連の選手強化関係者は各5名以内とする。

第6条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第7条 (審議)

本会は委員長が招集し審議する。附議する事項は、事業内容、予算、決算、その他必要と認められる事項とする。

第8条 (報告)

本会の事業結果及び審議結果等は、委員長が連盟理事会において報告するものとする。

第9条 (派遣選手)

中央大会等派遣選手の選考については、別に定める「中央大会派遣選手選考に関する細則」により強化委員会で審議決定し、連盟ホームページで報告する。